

青森市ツキノワグマ等の市街地等出没時対応マニュアルの概要

1 基本方針

新マニュアルでは、注意喚起と共に住民の安全確保を最優先とする等の基本方針を新設

区分	内容	備考
住民への注意喚起と安全確保	人の日常生活圏にクマ等が出没した場合は、速やかに庁内関係各課等を通じて住民への注意喚起を実施	新設
	警察と連携して住民の屋内退避や安全な場所への誘導を行うものとし、住民の安全確保を最優先	
排除又は捕獲	人の日常生活圏にクマ等が留まっている場合又はその可能性が高い場合においては、追い払いにより人の日常生活圏から排除することを基本	新設
	追い払うことによって住民に危害が及ぶ可能性がある場合や、建物内に留まる等、周囲の状況からやむを得ないと判断される場合は、現地において対応方法（鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲、同法第34条の2に基づく緊急銃猟、警察官職務執行法第4条による発砲）を検討し、捕獲を行う（捕獲等の対応方針は庁内警戒体制又は庁内対策本部が決定）。	拡充

2 クマ等の出没情報が寄せられたときの対応

○ 情報発信と注意喚起

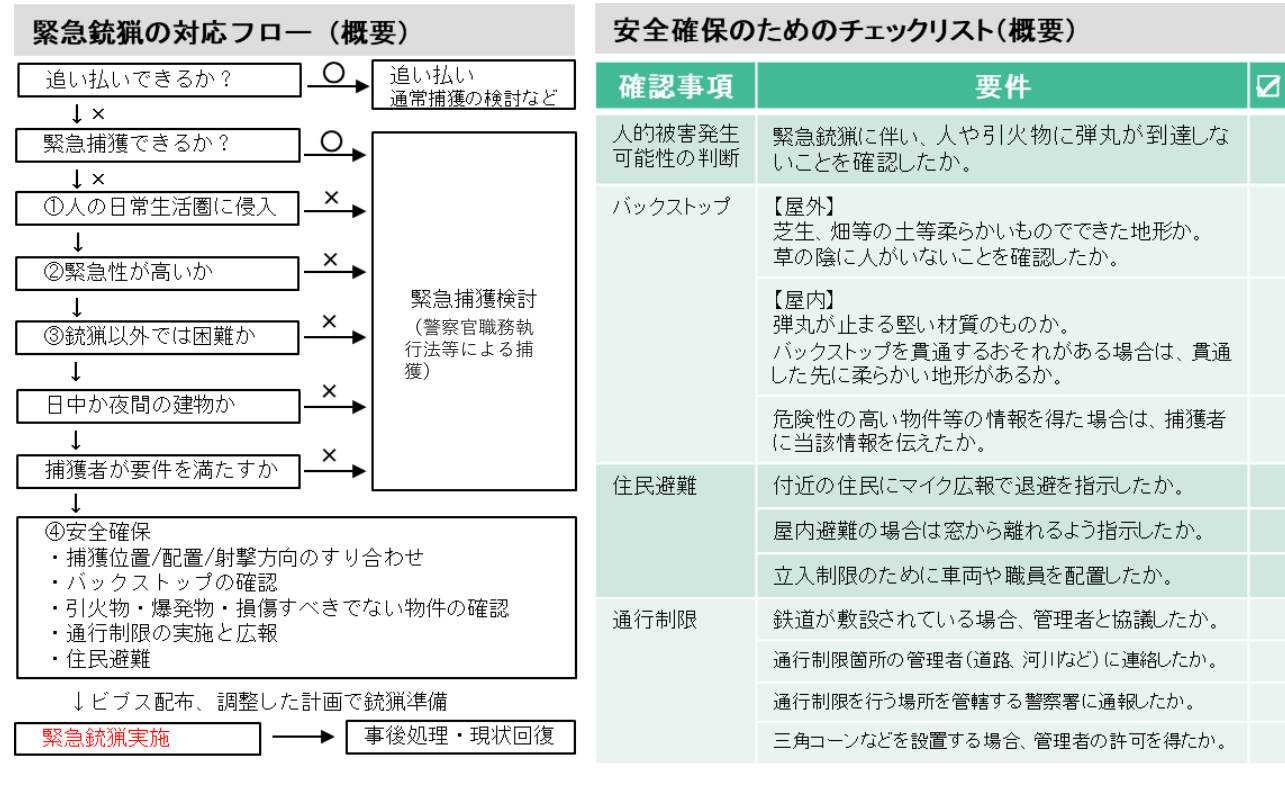
方法	備考
青森県ツキノワグマ出没情報管理システム「くまログあおもり」による出没情報の発信	新設
本市ホームページ・公式LINE・SNSによる情報発信	拡充
広報車巡回による注意喚起（パトロールも実施）	新設
ツキノワグマ出没注意報等の発表があった場合は市ホームページ等で周知	新設
人身・物的等の被害が発生した場合は注意喚起チラシを作成し町会等を通じて周知	

○ 対応レベル等

区分	レベル1（監視）	レベル2（警戒）	レベル3（緊急対策）
内容	クマ等の出没情報はあるが、人身被害が発生する恐れが低い場合	クマ等の出没情報が同一区域やその周辺地域から複数寄せられており、人身被害が発生する恐れが高い場合	人身被害が発生、又は発生する恐れが非常に高く、緊急的な対応が必要な場合
例	・ 出没情報が一度限りの場合 ・ 目撃された後、すぐに山林の方へ戻った場合	・ 同日に複数件の出没情報が確認された場合 ・ 連日目撃情報が寄せられ、クマ等が周辺に潜んでいる可能性が高い場合。ただし、痕跡等があることを確認できる場合	・ 現場対応に当たる市職員がクマ等を現認した場合 ・ クマ等が住宅や施設に侵入し留まっている場合 ・ 人身被害が発生しクマ等が人の日常生活圏に留まっている場合
決定者		環境保全課長(市民課長(浪岡))	環境部長

緊急銃猟 対応レベル3、かつ、現場で一定条件を満たす場合、環境保全課長又は危険鳥獣対策室長（代決）、市民課長（浪岡）が決定

3 緊急銃猟による対応



参考：全体フロー図（青森地区）【対応レベル3（緊急対策）】

